

年末年始のごみ収集日程

月	日	曜日	可燃ごみ	不燃ごみ	容器包装プラスチック	古紙・古布・ダンボール	びん・かん
12月	20	日	休み				
	21	月	収集				
	22	火				西地区収集	火曜日地域収集
	23	水			収集		水曜日地域収集
	24	木	収集				木曜日地域収集
	25	金		東地区収集		東地区収集	金曜日地域収集
	26	土	休み				
	27	日	休み				
	28	月	収集				
	29	火				西地区収集	
28年1月	30	水		西地区不燃収集(臨時)			
	31	木	年末年始休み				
	1	金	年末年始休み				
	2	土	年末年始休み				
	3	日	年末年始休み				
	4	月	収集				
28年1月	5	火				西地区収集	火曜日地域収集
	6	水			収集		水曜日地域収集

※ 12月23日(水)に水曜日収集地域のびん・かん臨時収集を行います。
※ 12月24日(木)に木曜日収集地域のびん・かん臨時収集を行います。
※ 12月30日(水)に西地区の不燃ごみの臨時収集を行います。
※ せん定枝は、12月28日(月)が年内最終収集日です。(ペットボトル置き場の横にお出しください)
※ 落ち葉は、12月28日(月)が年内最終収集日です。(ボランティア袋に入れ、ペットボトル置き場の横にお出しください)
※ 粗大ごみの年内回収の受け付けは、12月21日(月)までです。12月22日(火)以後の受け付け分は、平成28年1月4日(月)以降の回収になります。なお、ごみ減量推進課への持ち込みは、12月28日(月)午前中までです。年始の持ち込みは平成28年1月4日(月)からです。
※ 1月の不燃ごみ収集日は、第2・4金曜日(8日・22日)＝東地区、第3・5金曜日(15日・29日)＝西地区です。
※ 第1金曜日(1日)は収集はありません。
東地区＝上清戸、中清戸、下清戸、下宿、旭が丘、中里3～6丁目
西地区＝元町、中里1・2丁目、野塩、松山、竹丘、梅園

問合せ ごみ減量推進課 ☎ 493・3750

ボランティア袋を無料配布

市では、落ち葉を入れるボランティア袋を申請により無料配布しています。12月中に限り、毎週月曜日にペットボトル置き場横に出してください。(個人宅の落ち葉も可。吸い殻などは除いてください)

申請・配布期間 12月中
申請場所 ごみ減量推進課・市民課・各地域市民センター・消費生活センター
問合せ ごみ減量推進課 ☎ 493・3750

ごみ分別アプリを公開しています

お住まいの地域の収集日程やごみの出し方、新着情報などが確認できます。



iPhone 版



Android 版

※ 詳しくは下記へ。
問合せ ごみ減量推進課 ☎ 493・3750

清瀬市まちづくり応援寄附制度

12月1日より清瀬市へのまちづくり応援寄附(ふるさと納税)がインターネットを通じてクレジットカード決済で行うことができます。

市では、今年度から返礼品として、市で飼育しているミツバチの巣から採れたはちみつを贈呈していますが、12月1日からは、返礼品に清瀬市内の文化財・民話・施設・景観・特産品などを題材として制作した、きよせ郷土カルタを追加します。詳しくは、清瀬市ホームページをご覧ください。
※ 返礼品の贈呈は5千円以上の寄附が対象で、数に限りがあります。
※ 返礼品はどちらか1つをお選びください。

問合せ 財政課財政係 ☎ 497・1810

きよせにんじんジャムポイント2倍を実施

12月1日(火)～25日(金)の期間限定で、きよせにんじんジャムのポイントシールが2倍になります。(通常は1枚)

取扱店は、オレンジ色ののぼり旗が目印です。
※ 詳しくは下記へ。

問合せ 清瀬商工会 ☎ 491・6648

URL <http://jam.kiyose.or.jp/>



都営野塩団地建て替え工事に伴う「きよバス」

停留所「野塩団地」仮移設のお知らせ

下記の期間、都営野塩団地の建て替え工事を行います。工事期間中は「きよバス」停留所「野塩団地」が仮移設されます。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

工事期間 11月末から平成29年8月まで(工事開始・完了時期は順延となる場合があります)

仮移設場所 「野塩老人いこいの家」前



工事に関する問合せ 東京都都市整備局西部住宅建設事務所 ☎ 042・527・3583

「きよバス」の運行に関する問合せ 西武バス新座営業所 ☎ 048・481・2525

問合せ 道路交通課交通安全係 ☎ 497・2096

大掃除の機会に家具転対策をしましょう

近年の地震でケガをされた30～50%の方々が、家具類の転倒・落下・移動によるものが原因でした。

家具類が転倒・落下・移動すると、ぶつかってケガをするだけでなく、つまずいて転んだり、食器やガラスを踏んだり、家具が避難通路を塞い

だりして、さまざまな危険をもたらします。

下記のポイントを参考に、大掃除の機会に、家具転対策(家具類の転倒・落下・移動防止)をしましょう。

問合せ 清瀬消防署 ☎ 491・0119

地震動に対する対策器具の効果

使用条件	器具の効果				
単独使用	ストッパー式 マット式	ポール式	L型金具(スライド式) ベルト式 チェーン式	L型金具(上向き取り付け) プレート式	L型金具(下向き取り付け)
	家具と天井に十分な強度が必要		家具 壁面や器具に十分な強度が必要		
組み合わせ使用	ポール式 + マット式		ポール式 + ストッパー式		

- ・家具をL型金具などで壁に直接ネジ固定する方法が最も効果が高い。
- ・ポール式の場合は、天井に下からの突き上げに耐える強度が必要で、強度がない場合は、当て板などで補強する必要がある。
- ・マット式やストッパー式の器具は単独使用の効果は小さい。家具の重量、奥行きなどの条件によって違いはあるが、一般に大きな家具には適していない。

太陽光発電システムなどの設置に補助金を支給

住宅用新エネルギー機器の設置に掛かる費用の一部を助成します。(各期申込者多数の場合抽選)

なお、平成27年度第2期より添付書類などに変更があります。必ず確認してください。

対象 次のすべての条件を満たす方。
①市内の住宅所在地に住民登録し、実際に居住している
②市税の滞納がない
③市内の住宅地に新たに機器などを設置した方、または機器などが設置された住宅を購入した方

補助額 太陽光発電システム＝1戸当たり3万円(上限10万円)、
家庭用燃料電池(エネファーム)＝5万円

必要書類 所定の申込書、工事請負契約書または売買契約書の写し、設置設備の明細(内訳)と領収書の写し、設置後の写真、東京電力の「購入電力量のお知らせ」の写し(太陽光発電)または東京ガスの「施工報告書」の写しなど(家庭用燃料電池の場合)、設置機器

のカタログ、申込者の住民票の写し(発行後3か月以内)、申込者の平成26年度の市区町村民税の納税証明書または非課税証明書、機器を設置した住宅の案内図など詳しくは市ホームページまたは下記へ。

申込み 機器の設置日(太陽光発電＝東京電力の「購入電力量のお知らせ」に記載された「お客様から購入を開始した日」、家庭用燃料電池＝東京ガスの「マイホーム発電試運転チェック兼施工報告書」に記載された「電力会社調査日」など)に応じた申込みの受付期間内(下表参照)に必要な書類を添えて、直接水と緑の環境課環境衛生係 ☎ 497・2099へ(郵送不可)

平成27年度申込期間

第2期	機器設置日	7月1日(水)～12月31日(木)
	申込期間	12月1日(火)～平成28年2月8日(月)

※ 第1期の受け付けは終了。
※ 申込時間は、平日午前8時30分～午後5時。